

別紙添付⑤

管理番号 (66)

火災実況見分・原因判定書

平成 27 年 12 月 13 日

北 消防署

判定者 消防司令補 林 宏行



調査者 消防司令補 工藤 佑介



表記の火災について、関係者の承諾を得て次のとおり見分し、現場の焼き状況及び聞込み状況等から検討した結果、出火原因をその他（エレベーター制御盤の基板）と判定した。

実況見分の日時	第1回 平成 27 年 10 月 24 日 12 時 00 分 ~ 13 時 30 分
実況見分の立会人	[REDACTED]
写 真 の 摄 影 者	消防司令補 工藤 佑介

実況見分の日時追記

第2回実況見分 平成 27 年 10 月 26 日 10 時 00 分~11 時 00 分

第3回実況見分 平成 27 年 11 月 5 日 10 時 00 分~11 時 00 分

1 火災の概況

本火災は、北区の南部、北消防署梅田出張所から南東 500m に位置する、鉄骨鉄筋コンクリート造 A L C 版張 20 階建建物の屋上エレベーター機械室内に設置されたエレベーター停電時自動着床装置のバッテリー充電制御基板（以下、「基板」と表記する。）を焼損した火災である。当該建物は、建設後、所有者に引き渡されておらず、建築施工業者が管理し、建物としては使用されていない。常時無人であるが、電気、ガスは供給されている。

なお、本火災において死傷者は発生していない。

2 出火箇所の検討及び判定

エレベーター機械室内には、1 号機から 4 号機の制御盤等の常用エレベーター設備がある。常用エレベーターの電力は、制御用と動力用の電力が供給されており、動力用はブレーカーで遮断されている。本火災において焼損した基板は、機械室の東面に設置されている常用エレベーター 4 号機の停電時自動着床装置の一部であり、金属性ケース内に設置されている。付図 No.5 によると、常用エレベーター 4 号機の停電時自動着床装置は、基板が 2 枚、バッテリーが 8 個（4 個の並列）、制御回路用電源装置、トランス、ブレーカーの一式で構成されている。停電時は、このバッテリーの電力で着床を行い、通電時は自動的にバッテリーに充電される機能となっている。常用エレベーター 4 号機の制御盤から A C 100V の電気を引き

調査用補助用紙

- 1 -

込み、トランスでAC19Vに変換後、今回焼損した基板の給電部に供給されている。写真No.1からNo.3によると、焼きが見分されるのは、下部設置の基板に限られる。写真No.4及び写真No.5によると、下部基板の右下部分付近を基点とし、上部基板へかけて焼き及び煤けが見分される。写真No.6によると、基板と基板を固定する鉄製板にあっても、下部基板の右下部分を基点に、上部にかけて煤けが見分される。以上のことから、出火箇所は下部基板の右下部分付近と判定する。

3 出火原因の検討及び判定

出火箇所付近において、たばこやガス等の火災の原因となるようなものは見分されないため、放火及び電気の可能性について以下検討する。

(1) 放火の可能性について

鹿島建設株式会社社員 [REDACTED]

[REDACTED] また、鹿島建

設株式会社 [REDACTED]

[REDACTED] 何者かが侵入し放火した可能性は低いと推察する。

(2) 電気の可能性について

基板について詳細に見分すると、写真No.9の下部のメタライズドフィルムコンデンサー（以下、「コンデンサー」と表記する。）は、原形を留めておらず、付近の焼きが強い。

基板裏面にあっては、写真No.10によるとコンデンサー付近の回路パターンを保護するソルダーレジスト部分（緑色の絶縁膜）が溶融し、一部の回路パターンが焼失していることから、この付近に強い火熱の影響を受けたことが伺える。

以上のことから、コンデンサーと回路パターンとの接続部でのトラッキング、コンデンサー自体の不具合による出火及びその他の可能性について検討する。

トラッキングの発生については、基板が設置されているエレベーター機械室に漏水等はなく、フジテック株式会社 [REDACTED]

[REDACTED] とあり、基板は金属製のケース内に設置されていることから、埃や湿気の影響を受ける可能性は限りなく低く、トラッキングの発生による出火の可能性となる痕跡は見分されない。

コンデンサー自体の不具合による出火の可能性については、コンデンサー自体が焼失しているため、構造機能等について見分できず、その特定には至らない。

その他、虫の混入が原因で起こる接触不良による出火や半田付け部にクラックが生じ、接触不良による出火の可能性も推察されるが、何れもその物証や確証は得られない。しかしながら、写真No.11の基板の給電部に設置のブレーカーは、作動し電源遮断状態であり、フジテック株式会社 [REDACTED]

[REDACTED] とあることから、基板の回路に過電

調査用補助用紙

- 8 -

流が流れたことが明確であり、コンデンサー及びこれらの回路パターン付近に、何らかの原因により過電流が流れ、発火し、出火したと推察する。

4 結論

以上のことから、本火災の出火原因をその他（エレベーター制御盤の基板）と判定する。

5 備考

建物所有権についての供述を、鹿島建設株式会社 [REDACTED] 録取し、質問調書として作成したもの。